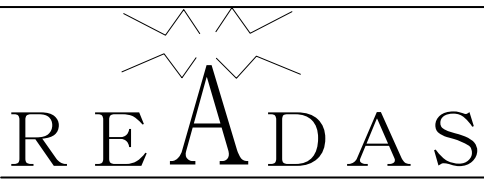


第 5214 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月24日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

中古資産の耐用年数

Q：中古車を買いました。耐用年数の特例があると聞きましたが、どのように計算するのですか？

A：次のように計算します。

【解説】

中古資産の耐用年数は、法定耐用年数によらず、次の方法による耐用年数とすることが認められています。

①見積法

その資産をその用に供した時以後の使用可能期間の年数を合理的に見積り、その年数をその資産の耐用年数とする方法

②簡便法

使用可能期間を見積もることが困難なものについては、次の算式により算定した年数をその資産の耐用年数とする方法

イ)法定耐用年数の全部を経過した資産

法定耐用年数×20%

ロ)法定耐用年数の一部を経過した資産

(法定耐用年数－経過年数)＋経過年数×20%

※算定した年数に1年に満たない端数が生じたときは、切捨てします。

※算定した年数が2年未満である場合は、2年とします。

なお、この見積法や簡便法は、その減価償却資産を事業の用に供した事業年度においてのみ認められ、その後の事業年度において、これら方法により算定した耐用年数を使うことは認められませんので、注意してください。

